

## 公共用財産境界確定申請書

年 月 日

三春町長 様

申請者 住所

氏名

印

代理申請者 住所

氏名

印

連絡先

下記のとおり土地境界を立会してくださるよう申請いたします。

### 記

#### 1 立会調査を必要とする土地と公共用財産の種類等

(1) 三春町大字 字 番地

(2) 同地番先 公共用財産 町道 線

法定外公共物 道路・水路

(該当するものに○及び名称等記入)

#### 2 立会いを必要とする隣接地所有者、住所氏名

所有地	住所	氏名	電話

(本人が立会えない場合は、代理人（委任状持参）に立会わせること。)

#### 3 申請理由

4 添付書類 公図（写）、案内図、位置図、隣接土地所有者一覧表  
土地登記簿謄本、その他

注) 申請者の欄で法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載する。

## [注意事項]

### 1. 記載要領

#### (1) 申請書用紙

- ・ 申請人は公共用地に隣接した土地の所有者とする。
- ・ 代理人により申請する場合は、委任状を添付すること。
- ・ 立会が必要な隣接地とは、申請地の両隣の範囲とする。

#### (2) 公図写

- ・ 法務局備付のものをそのまま転写し、勝手に加工しないこと。
- ・ 着色してある場合はそのとおり着色するか、道路、水路、提塘等と表示すること。
- ・ 備付法務局名、方位、転写者氏名、押印及び転写月日の記載があること。
- ・ 原則として有資格者（測量士、土地家屋調査士等）の作成によること。

#### (3) 案内図

- ・ 申請地周辺の主たる目標物とそこから経路距離を明示すること。

#### (4) 位置図（50,000分の1程度）

#### (5) 現況実測平面図、現況横断図（申請人の主張する境界を明記のこと）を必要に応じ提出すること。

#### (6) 参考資料として市町村、文化センター等の公図（丈量図、丈量帳）があれば、添付又は公図上に幅を記入すること。

### 2. 現地立会

#### (1) 日時の詳細については電話等で5日前頃までに連絡します。

#### (2) 申請人以外の立会人に対しては、原則として申請人において立会を依頼すること。

#### (3) 境界が確定した箇所には永久柱（コンクリート柱10×10×100cm程度）を埋め込むこと。

### 3. 地積訂正登記をする時

#### (1) 地積訂正登記をする場合には境界確定後、承諾書交付願を提出すること。

#### (2) 添付実測図作成にあたっては、次の点に留意すること。

- ・ 境界線は道水路等の両側表示（幅員がわかるように）を原則としてその幅員と隣接地の地番、境界線の位置を表示すること。
- ・ 隣接地所有者の承諾印があること。
- ・ 片側表示の場合は適宜横断図を作成し、固定物、工作物がある場合図示してそれとの距離関係を明らかにすること。
- ・ 有資格者の作成した図面を提出のこと。

### 4. その他

この申請書の提出先は 三春町役場 建設課 建設グループ です。

TEL 0247-62-2115（直通）